

居宅介護支援重要事項説明書

《令和7年10月1日現在》

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0798-43-0470

担当 木村 真実、平山 祐子、福本 由己子 桑原 由佳、中野 円美、竹嶋 佳代子

2. シルバーコースト甲子園居宅介護支援事業所（名称）の概要

（1）居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	シルバーコースト甲子園居宅介護支援サービス
所在地	兵庫県西宮市枝川町17-40
介護保険指定番号	居宅介護支援 2870901143
サービスを提供する地域	池開町・枝川町・甲子園七～九番町・甲子園町・鳴尾町・浜甲子園・古川町・南甲子園・武庫川町・上田中町・上田西町・上田東町・笠屋町・高須町・鳴尾浜・東鳴尾町・上鳴尾町学文殿町・小松南町・里中町・花園町とし、当該地域を越える場合は相談により検討する。

（2）同事業所の職員体制 A：常勤で専従 B：常勤で兼務 C：常勤以外で専従 D：常勤以外で兼務

職 種	勤務形態	氏 名	その他の資格
管理者 介護支援専門員	B	木村 真実	介護福祉士、主任介護支援専門員
介護支援専門員	A	平山 祐子	介護福祉士、主任介護支援専門員
介護支援専門員	A	福本 由己子	介護福祉士、社会福祉士
介護支援専門員	A	桑原 由佳	看護師
介護支援専門員	A	中野 円美	介護福祉士
介護支援専門員	C	竹嶋 佳代子	介護福祉士

（3）営業時間 ※緊急連絡電話 0798-43-0470

月～金曜日	午前8時45分 ～ 午後5時15分
土曜日	午前8時45分 ～ 午後0時45分

留意事項：24時間連絡体制を確保し、必要に応じ相談対応を行います。

3. 提供するサービスの内容

内容	提供方法
居宅サービス 計画の作成	「居宅サービス計画」ガイドライン方式を使って、契約者及びその家族とともに、契約者に必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成します。
経過観察、 再評価	1ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員が契約者のお宅にうかがって再評価を実施し、サービス内容が適切かなどについて話し合います。 ただし、条件を満たした上でテレビ電話装置等を活用した場合は、2か月に1回以上訪問します。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。
要介護認定更新時 協力、援助	契約者が要介護認定の更新や、見直しのための認定を受けるために、申請の代行やその他必要な援助を行います。
相談対応	介護保険や介護に関することなら、なんでもご相談をお受けします。

4. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援に係る利用料は、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日住所地の市町役場の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

イ) 基本料金

要介護度1、2 12,000円

要介護度3、4、5 15,592円

★ロイヤルウエスト甲子園に入居している契約者は、上記金額の95%が算定されます。

ロ) 特定事業所加算 質の高いケアマネジメントを実施している事業所

特定事業所加算Ⅱ 4,652円

ハ) 看取り期において、ケアマネジメント業務等を行ったものの死亡によりサービス利用に至らなかった場合、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、上記居宅介護支援の基本報酬を算定します。

二) 加算

i) 初回加算 3,315円

ii) 通院時情報連携加算 552円

iii) 入院時情報連携加算 (I) 2,762円

1. 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して、契約者に係る必要な情報を提供した場合。

入院時情報連携加算 (II) 2,210円

2. 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して、契約者に係る必要な情報を提供した場合。

iv) 退院・退所加算 (I) イ 4,972円

(I) ロ 6,630円

(II) イ 6,630円

(II) ロ 8,287円

(III) 9,945円

退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、契約者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(同一利用者について、居宅及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限り。)入院又は入所期間中に1回を限度。

v) ターミナルケアマネジメント加算 4,420円

ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、情報を記録し、主治医や居宅サービス事業者へ提供した場合。

vi) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,210円/回

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に契約者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。

※当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、上記基本料金の50/100となります。また2か月以上継続して該当する場合には、算定しません。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合とは以下のような場合が該当します。

・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることや、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合。

・居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたって、利用者の居宅を訪問し利用者および家族に面接していない場合、当該計画について利用者又は家族に対し説明・同意・交付を行っていない場合。

・居宅サービス計画の新規作成や変更時、要介護認定の更新や区分変更時に、サービス担当学会議の開催等を行っていない（やむを得ない場合を除く）場合。

・居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため1月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合、その結果を記録していない場合。

（2）交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

（1）運営の方針

- 1 事業所の介護支援専門員は、契約者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援していきます。
- 2 事業所の介護支援専門員は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、契約者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように支援していきます。
- 3 事業の提供にあたっては、契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って、契約者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に支援していきます。
- 4 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、その他保健医療又は福祉サービス事業者との密接な連携に努めます。

（2）居宅介護支援の実施概要等

介護支援専門員は要介護者・家族等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行うものとします。

（3）サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	—	居宅サービス計画ガイドライン
介護支援専門員への研修の実施	○	年1回以上研修会実施
その他 医療機関との連携について		契約者が医療機関等に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてもらうように依頼します

(4) 公正中立なケアマネジメントの確保について

- 1 契約者及びその家族は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者等について、複数の事業者の紹介を求めることが可能です。
- 2 契約者及びその家族は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

(5) 虐待防止のための取り組みについて

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果については介護支援専門員に周知します。
- 2 虐待の防止のための指針を整備しています。
- 3 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定めています。

6. サービス内容に関する苦情

①当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

管理者 主任介護支援専門員 木村 真実
電話 0798-43-0470

②第三者委員

〔氏名・職名〕 中村 輝美（評議員）

連絡先 0798-49-5788

③苦情解決責任者 〔氏名・職名〕 北條 優（施設長）

④その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

西宮市法人指導課	TEL 0798-35-3082
尼崎市介護保険課	TEL 06-6489-6343
国民健康保険団体連合会	TEL 078-332-5617

7. 当事業所の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 円勝会
代表者役職・氏名 シルバーコースト甲子園居宅介護支援サービス 管理者 木村 真実
所在地・電話番号 兵庫県西宮市枝川町17-40 TEL: 0798-43-0470
併設の事業内容 介護老人福祉施設
特別養護老人ホームシルバーコースト甲子園
介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護事業
シルバーコースト甲子園ショートステイ
介護予防通所介護・通所介護事業
シルバーコースト甲子園デイサービス
介護予防訪問介護・訪問介護事業
シルバーコースト甲子園ホームヘルプサービス

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、契約者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 シルバーコースト甲子園居宅介護支援サービス
説明者職名 介護支援専門員

氏 名

私は、契約書および本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

契約者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名